

2 日 監 第 1 4 9 号
令和2年12月25日

日進市長 近藤 裕貴 様

日進市監査委員 浅岡 勇夫
日進市監査委員 永野 雅則

定期監査の結果について (提出)

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、
同条第9項の規定によりその結果を提出します。

定期監査結果報告書

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

総合政策部 企画政策課

第3 監査の期間

対象期間 令和2年4月1日から令和2年9月30日まで

実施期間 令和2年9月25日から令和2年11月26日まで

第4 監査の着眼点

- (1) 収入・支出に関する事務は、適正に処理されているか。
- (2) 契約事務は、書類や手続等を法令等に従って適切に処理しているか。
- (3) 補助金等の交付手続や補助額は適正か。
- (4) 現金、備品等の管理は、適切に処理しているか。
- (5) 服務・個人情報の管理、主要事業及び事務の執行は適正か。

第5 監査の実施内容

日進市監査基準に準拠し、監査を実施しました。

監査においては、「第4 監査の着眼点」に記載されている事項について、職員からの説明聴取及び関係書類の閲覧等の監査手続を実施しております。

第6 監査の結果

監査の対象となった事務は重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認めます。

なお、今後の事務の執行にあたっては、次の点について要望いたします。

[要望]

- ① 「補助金等の適正交付ガイドライン」については、具体性を持った運用しやすいものとなるように、改定について検討されたい。
- ② 市ホームページに掲載するアンケートについては、広く回答が得られるようにアクセスしやすい場所に表示されたい。

定期監査結果報告書

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

総務部 財務政策課

第3 監査の期間

対象期間 令和2年4月1日から令和2年9月30日まで

実施期間 令和2年9月25日から令和2年11月26日まで

第4 監査の着眼点

- (1) 収入・支出に関する事務は、適正に処理されているか。
- (2) 契約事務は、書類や手続等を法令等に従って適切に処理しているか。
- (3) 補助金等の交付手続や補助額は適正か。
- (4) 現金、備品等の管理は、適切に処理しているか。
- (5) 服務・個人情報の管理、主要事業及び事務の執行は適正か。

第5 監査の実施内容

日進市監査基準に準拠し、監査を実施しました。

監査においては、「第4 監査の着眼点」に記載されている事項について、職員からの説明聴取及び関係書類の閲覧等の監査手続を実施しております。

第6 監査の結果

監査の対象となった事務は重要な点において法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていると認めます。

なお、今後の事務の執行にあたっては、次の点について要望いたします。

[要望]

- ① ふるさと納税事業については、事務分掌を含め所管を検討し、財務政策課の業務に支障のないよう調整を図られたい。
- ② 折り畳み式防災用ヘルメットは来庁者用ヘルメットである旨とその設置場所について、わかりやすく表示されたい。
- ③ 保有する普通財産のうち、未利用地の整備等を引き続き進められたい。